

北 尾 登 志 子 様

京都市長 榎 本 頼 兼

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成16年1月30日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ライフ西京極店  
京都市右京区西京極畔勝町71 - 1他

- 2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成11年通商産業省告示第375号）（以下「指針」という。）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、本変更計画の実施による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

- 3 付帯意見

第1駐車場への入庫待ち車両が発生した場合は、交通誘導員により適切に第2駐車場へ誘導することが望まれます。

## 意見理由

### 1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設は、都市計画上の第1種住居地域に立地しており、北側に低層住宅、駐車場、東側に畑、南側に低層住宅、西側に道路を隔てて低層住宅、駐車場が立地している。

駐車場については、店舗前に第1駐車場と西側道路を隔てて第2駐車場とに分かれて設置されている。

### 2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、混雑時の入庫待ち車両に対する適正な誘導やアイドリングストップのポスター掲示等を希望する意見、昼間の荷捌き時の音、自転車の倒れる音に対する対策等の要望が出された。

### 3 意見書

法第8条第2項の規定により出された意見はなかった。

### 4 市の見解

今回の変更計画における、指針に掲げる事項との関連では、営業時間の延長等により、一日あたりの総来客数が増加し、駐車場利用者や自転車等による来店客が増加すること、廃棄物等の排出量が増加すること、騒音について昼間の等価騒音レベルの値が高くなることが予想される。

駐車場の利用者の増加については、営業実績からピーク時の来客数は増加しないと予想されることから、駐車場の収容台数に不足が生じる恐れは少ないと判断される。

駐輪場の利用者の増加については、京都市自転車等放置防止条例に基づく付置義務台数を上回る台数が確保されており、営業実績からピーク時の来客数は増加しないと予想されることから、いずれも収容台数に不足が生じる恐れは少ないと判断される。

廃棄物等の排出量の増加については、現状の排出量及び予測によれば、現在の廃棄物等保管施設容量で対応可能であると判断される。

昼間の等価騒音レベルの値が高くなることについては、変更前の営業時間に対する増加時間の割合が16%であり、変更に伴う等価騒音レベルが0.6dB上昇するものの、予測によれば基準値以下であることや、室外機等の増設や位置の変更がないことから、周辺の地域の生活や事業活動に与える影響は少ないと判断される。

なお、第1駐車場への入庫待ち車両が発生した場合は、交通誘導員により適切に第2駐車場へ誘導することが望まれる。